

長野工業高等専門学校名誉教授称号授与規則

最終改正 令和5年8月31日

(趣旨)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第123条で準用する同法第106条の規定に基づく長野工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与については、この規則の定めるところによる。

(授与の基準)

第2条 名誉教授の称号は次の各号の一にあたる者のうちから選考により授与する。

- 一 長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）の校長として功績のあった者
- 二 本校の教授として15年以上勤務し、教育上又は学術上の功績のあった者

(勤務年数通算の基準)

第3条 次の各号により換算した年数を、前条第2号に規定する勤務年数に通算することができる。ただし、本校の教授として7年以上勤務した者に限り、これを適用する。

- 一 本校の准教授又は専任講師としての勤務年数はその2分の1の年数
- 二 本校以外の高等専門学校又は大学（短期大学を含む。）の教授としての勤務年数はその全年数
- 三 本校以外の高等専門学校又は大学（短期大学を含む。）の准教授又は専任講師としての勤務年数はその2分の1の年数
- 四 国、地方公共団体及び独立行政法人等の研究機関並びに民間の研究機関及び企業等において、当該専門分野の研究に従事していた勤務年数（本校採用時の給与決定に際し、当該期間の経験が本校の教員としての職務に直接役立つと認められるものと算定された勤務年数に限る。）はその2分の1の年数

(授与の特例)

第4条 本校の教授として勤務し、次の各号の一に該当する場合は、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者として、名誉教授の称号を授与することができる。

- 一 本校の教授としての勤務年数（前条により換算された勤務年数を含む。）に次に掲げる職を歴任した年数（重複した在職期間がある場合は、当該期間は一の職の期間に限る。）を加えた年数が15年以上の者
 - イ 副校長
 - ロ 学科長
 - ハ 各系長，リベラルアーツ教育院長
 - ニ 図書館長
 - ホ 各センター長
- 二 ノーベル賞，文化勲章，恩賜賞，学士院賞等を受けた者

三 日本学士院会員，日本芸術院会員となった者

四 第二号及び第三号に準ずる国内外の学術賞の受賞者又は学術会員等

(選考手続き及び授与日)

第5条 第2条又は第4条の規定に該当すると思われる者があった場合は，校長は執行会議の議を経て，名誉教授称号の授与を決定する。

2 名誉教授の称号は，退職又は転出した日の翌日付けをもって授与する。

(称号授与の様式)

第6条 名誉教授の称号の授与は別紙様式の交付をもって行う。

(授与の取り消し)

第7条 名誉教授に，その名誉を汚す行為があった場合は，執行会議の議を経て，名誉教授の称号を取り消すことができる。

2 名誉教授に選考された者に，その称号の授与までに名誉教授にふさわしくない行為があった場合は，執行会議の議を経て，名誉教授の称号を授与しないものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか，名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は，校長が別に定める。

附 則

1 この規則は，平成17年3月30日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

2 長野工業高等専門学校名誉教授称号授与規程（平成6年4月1日施行）は，廃止する。

附 則

1 この規則は，平成19年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する准教授としての在職年数には，改正前の第3条に規定する助教授としての勤務年数を含む。

附 則

この規則は，平成22年2月17日から施行する。

附 則

この規則は，平成24年2月23日から施行し、改正後の長野工業高等専門学校名誉教授称号授与規則第3条の規定は，平成16年4月1日以降退職又は転出した者から適用する。

附 則

この規則は、令和元年5月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和5年8月31日 一部改正）

- 1 この規則は、令和5年8月31日から施行する。
- 2 改正後の規則は、平成16年4月1日以降退職又は転出した者から適用する。
- 3 平成16年4月1日以降本規則施行日の前日までに本校を退職した者又は転出した者で、名誉教授の称号の授与を決定した場合の授与日は、授与を決定した日とする。
- 4 長野工業高等専門学校名誉教授称号授与規則に関する申合せ（平成17年3月30日制定）は廃止する。
- 5 この規則施行の際、現に名誉教授の称号を有する者は、この規則により名誉教授の称号が授与されたものとみなす。

別紙様式

第 号

氏 名

年 月 日生

教育上学術上特に功績があつた
ので学校教育法の定めるところ
により長野工業高等専門学校
名誉教授の称号を授与する

年 月 日

長野工業高等専門学校